

〈資料〉

精神障害者の社会復帰について

——「企業における精神衛生に関する実態調査」より——

住 谷 磐

はじめに

この資料は、昭和四六年三月、大阪府・市の公衆衛生部局の依頼により結成された「関西精神障害問題研究会」（会長・大阪大学医学部金子仁郎教授）の第四部会によって実施された調査の一環であり、調査の期間は昭和四七年十月より約一ヵ月間である。

調査は、「京都工場保健会」の協力をえて、京都府下の中小企業四八〇社を対象にしている。「研究会」の研究成果は、大阪府・市に提出されているが、各部会の研究成果については発表の自由が与えられているので、今回、ここにその機会をえることができた。第四部会は、本学・社会学科研究室より、伊藤規矩治・小倉襄一・福田哲雄・井垣章一・住谷馨・井岡勉の六名が参加している。ここに発表する資料に関しては、工場保健会の田中博一氏の協力のもとに住谷が担当した。

精神障害者の社会復帰について

精神障害者の社会復帰は、精神医学の治療水準、症状、さらに、精神病にたいする社会的偏見などにより、いまだに多くの困難な問題を潜在化させている。この資料は、中小企業という、わが国の産業構造の八割を占める分野において、精神障害者の職場復帰がどのような状態であるかということを解明する一つの手がかりともいうべき試論になつていている。調査対象は四八〇社であるが、回答があつたのは一八九社であり、その業種内容は、建設業五、製造業一三六、卸売業一七、金融・保険業一、運輸通信業二三、電気・ガス・水通業三、サービス業六、分類不能の産業八、以上である。資本金の額は、五千万円以上一二七社、それ以下は六二社である。従業員数は三百人以下が一四三社、それ以上が四六社であり、さらに細分すると、五人～九人が二二社、三十九人が一四社、五百人～九九九人が一五社、千人以上が一七社と

精神障害者の社会復帰について

なっている。この調査の回答をしてくれた役職者のポストは、人事課長一六名、労務課長十一名、総務課長四三名、安全衛生課長二名、その他一六名、不明一名である。

なお、今回の資料報告は(1)において、設問1から9の回答について分析・解釈しており、(2)は、各事業所のなかから五社を抽出して追跡調査を行ったものである。

(1)

(1) 「精神的な病気で休職した従業員の職場復帰について、その判断は何によってしますか?」

この設問にたいして、大きく二つの解答を求めた。

(1) 精神医の診断による。(2) 精神医の診断をもとに会社で協議の上決める。(3) その他、以上である。精神的な病気も一般疾患と変りないものである。したがって、専門の精神医が職場復帰が可能であると認めた場合、無条件で復帰を認めることが労働を保障する職場として当然のことであろう。むしろ、専門医の診断を全面的に信頼して職場復帰を歓迎することが望ましいのである。しかし、この解答は、「表1」にみられるように全体の二〇%にすぎない。精神的な疾患に関するかぎり、専門医の診断が無条件に復帰の承認とならないのか、その他の疾病においても同様であるのかは比較してみないと明らかではないが、少くとも、精神的疾患においては(1)の解答の方が圧倒的に多く、六九%である。この会社で協議の上決めるということの意味は、会社側の慎重な態

(表1)

規模別		5~29	30~99	100~299	300~499	500~990	1000以上	計
人	答							
1		7 (32)	13 (20)	9 (17)	2 (14)	4 (27)	4 (24)	37 (20)%
2		10 (45)	48 (72)	41 (76)	10 (72)	10 (67)	11 (64)	130 (69)
3		2 (9)	3 (4)	0	2 (14)	0	2 (12)	9 (5)
無回答		3 (14)	3 (4)	4 (7)	0	1 (6)	0	11 (6)
計		22 (100)	67 (100)	54 (100)	14 (100)	15 (100)	17 (100)	189 (100)

度を示すものと同時に、協議の結果、復帰を認めないという否定的な態度も内包するものである。また、専門医の診断を全面的に承認しない。その診断にかかわらず会社側の意向を優先し、あくまで人事権は会社側にあるという意志を表している。この(2)の解答は、規模別にみた場合、大体、平均して、この解答が高く表われている。五人から三十人までの規模の場合は半数を割っているが、それ以上の規模の場合はすべて五〇%以上の解答率である。これをみてても、わかるように日本の企業は規模の大小を問わず、精神的疾患については、職場復帰については慎重であり、専門医の診断は重視はするが、その診断によって左右されることではなく、

会社の意向によつて職場復帰を認めているということである。個別的な追跡調査の結果から明らかになつた問題は、精神的疾病的個別性・多様性によつて処遇しているのが実態であり、病状の深浅によつて処遇は異つてゐる。専門医の診断には耳を傾けてはいるが、本人の発病当時の状況、本人の能力・技能、人間関係、入社当時の諸条件、会社への貢献度、上司との関係など、本人と職場との関係、将来性などの総合的判断によつて復帰を決定している。この姿勢は今日の企業常識といえるような問題であり、本人の労働権・生活権はこの常識の枠外の問題となつてゐるといえよう。したがつて専門医の診断はこの企業常識を決定づけるまでには至っていない。専門医の診断が強い決定権をうるには医師と会社側が永年の信頼関係があり、多くの精神的疾患をとり扱い、事例的に診断の結果が成果をおさめ、そのような事例が累積している場合にかぎつてゐる。日本の企業は、内部に精神的疾患を多数発生させるようになつてきてゐるが、しかし、精神医と直接に信頼関係を樹立するにまで至っていない。嘱託医の多くは内科の専門医であり、内科の嘱託医の紹介で精神医に患者を依頼するといふ間接的なルートを通しての精神医との関係であり、精神医と会社側が直接、ケースについて話し合い、協議するということにはなつていない。したがつて、精神医の治療結果、職場復帰が可能であるという診断が提示されたとしても、それは一枚の診断書であり、その診断書のもつ意味内容、治療過程の詳細な病状の変化、治療過程については不明のままである。そのうえ、内科医と精神

精神障害者の社会復帰について

科医との関係においても協議協調ができるとはいえない状況である。精神科治療について内科医は多くの疑問をもち、患者のカルテは内科医には提示されていないことが多いのである。一般的に精神的疾患についての認識は急速に深まりつつあるが、しかし、それは、あくまで現象的な表面的理解であり、専門的理験にまで及んでいない。精神医と内科医との関係、精神医と会社の関係など、治療面での復帰上の制度的条件が不完全であり、未成熟なため、医学的診断は本人の職場復帰を決定づける力にまで達していないといえる。精神医の診断より、信頼関係のある嘱託医の現状が、「表2」にも表わされている。この表は、「役職別」に、内科医の診断が有効であり、さらに、内科医の診断より、会社側の人事上の配慮と意向が、より有効であるという状況である。この現状が、「表2」にも表わされている。この表は、「役職別」に、この解答を分析したものである。部長以上、課長、衛生管理者の三者とも、(2)の態度が七〇%近く、会社で協議することを表明している。これは、精神的疾患の治療体制と企業との関係の立遅れを意味するとともに、今日、行われている処遇状況を反映しているといえよう。しかし、少数とはいへ、二〇%近くが、「精神医の診断による」と解答していることは注目に値するものである。

これは、精神医の社会的信頼度の一つの指標であり、また、他の疾病においても同様、医学的診断が社会復帰の決定に与える權威を意味するものである。衛生管理者の二八%は、この(2)を解答しているが、五三%という約半数以上は(2)を解答し、管理職になる課長級・部長級は圧倒的に(2)を解答している。人事件は、あくま

精神障害者の社会復帰について

(表2)

役職別	役 職	部長以上	課 長	衛 管	計
	答				
1 精神医の診断による		10 (16)	11 (15)	12 (28)	33 (19)%
2 ツ 診断をもとに会社で協議		48 (76)	52 (72)	23 (53)	123 (69)
3 そ の 他		3 (5)	1 (1)	5 (12)	9 (5)
	無 回 答		2 (3)	8 (12)	3 (7)
	計		63 (100)	72 (100)	43 (100)
					178 (100)

結果、従業員五〇〇～九九九規模の企業六社に共通していた処遇上の特徴といえることであるが、各社とも精神的疾患にたいして温情的であり、専門的知識の有無にかかわらず、受容的・理解的・同情的態度が強いという問題である。これは、わが国の中小企業が家族主義的性格を共通にもっていることを意味している。企業内における仲間意識、同僚意識が強く、疾病にたいする家族的

で会社本位であり、これは企業にたいする忠誠心の強さを表明するものである。(3)の「その他」の項は、本人の意志、家族の意向、嘱託医の意見を加味している解答であり、(2)に加えてよい解答である。

ここで、さらに、事例研究により明らかにされた問題を述べておきたい。事例の追跡調査の結果、従業員五〇〇～九九九規模の企業六社に共通していた処遇の特徴といえることであるが、各社とも精神的疾患にたいして温情的であり、専門的知識の有無にかかわらず、受容的・理解的・同情的態度が強いという問題である。これは、わが国の中小企業が家族主義的性格を共通にもっていることを意味している。企業内における仲間意識、同僚意識が強く、疾病にたいする家族的

な相互扶助機能が企業内において発揮されているといえることである。精神的疾患にたいする一般的な社会的偏見、差別の意識より、企業内の家族意識、または、仲間意識が優先して、疾病者をできるだけ仲間として企業内にとどめておこうとする相互扶助機能が発揮されている。疾病的種類にかかわらず、企業または仲間に重大な危機・損害を与えないかぎり、容易に退職させないという終身雇用の原則が守られうるということである。この心情的特徴は同僚・上司に共通してみられる態度であり、精神的疾患においても、この基本的態度において変りはないといえる。したがって、復職についての協議において、本人の過去の就業上の実績、評価、人柄、家庭的条件など、すべて協議対象となり、職場復帰が心情的に当然、継続するものとして審議されている。疾病による欠勤・休職は誰・彼の区別なく仲間内のこととして許容され、精神的疾患といえども特別視されることはないといえる。疾病は企業内のうちの問題として処理され、復職後の適応が考慮されているのが現状である。しかし、企業内で精神的疾患が差別されないのかというと、これは、また角度を変えて考えてみると、企業は精神的疾患にたいして企業ぐるみ閉鎖的であり、排除的であるといえる。企業の外にある精神的障害者にたいしては無関心・差別的・否定的態度が強い。復職については受容的・理解的態度が強いにもかかわらず、ひとたび、企業の外に排除された場合は、無関心な態度に変貌している。いわゆる日本人の「ソナリティ」といわれる内外意識が精神的疾患にたいして非常に明白な

(表3)

答	受けて いる	受けて いない	計
1 精神医の診断による	7 (25)	32 (21)	39 (21)%
2 ハをもとに会社で協議	19 (68)	111 (71)	130 (70)
3 そ の 他	2 (7)	7 (4)	9 (5)
無回答	0	7 (4)	7 (4)
計	28 (100)	157 (100)	185 (100)

形をとつて表現されているといえるであろう。この、ウチとソトの差別意識は、「表3」にみられる

ように衛生教育を受けてるか、どうかに

ようにも左右されないほど強いものである。

衛生教育を受けた場合の処遇についての会社側の配慮を問うたものである。

である。

解と認識が普及することが必要である。しかし、現在、復帰に関して、温情的・人情的処遇が優先しており、疾病にたいして正しい科学的・適正的処遇が行われているとはいえない状況である。

(2)

精神的な病気で休職した従業員が職場復帰した場合どの

ように処遇しますか。」

この設問は、復職後の処遇についての会社側の配慮を問うたものである。解答は簡単な、(+) 休職前と同じ職に帰復させる。(+) 会社で職場復帰の期間を設け、適職を見つける、の二つにしてい

る。解答は、「表4」にみられるように、(+)が二二%、(+)が六九

%、という結果となった。

復職後、本人の意志か、会社側の意志

か、さらに、医師の指示によるか、いずれにせよ、元通りの職場

ではなく、適職に配置換えをするところが圧倒的に多い。

これは

疾病の性格によつて適職の内容を異にして

いる。

適職をみつける

という態度は、規模別の差はなく、大体

どの規模の企業において

ても同様といえる。

但し、五人から三十人までという小規模の企

業においては適職といつても職務内容にそれほどの優位差はなく、

配置換え 자체が困難な状態である。

この表が示す通り、小規模企

業の場合は(+)が三三%、(+)が五五%で、他のより大きな規模の

企業に較べて元の職場に復帰する比率が大きくなっている。

精神

的疾患により休職した者が職場に復帰する場合、元の職場に戻つ

た方がよいのか、それとも、他の適職に就いた方がよいのか、こ

の問題は、まさにケースバイケースであり、画一的に答えられる

の解答の方が少し多いことに注目したい。受けている場合は二一対七一であるが、受けているときは、二五対六八となっている。専門医の診断を決定的に重視しようとする意識は企業中心のうちそと意識にこだわりなく、精神的疾患に客観的な正しい姿勢をとりうる方向をとりうるものといえるであろう。そのためには、今後とも衛生教育を継続的に行い、精神的疾患についての正しい理

精神障害者の社会復帰について

(表4)

規模 答	5~29	30~99	100~299	300~499	500~999	1000~	計
同じ職業	7 (32)	11 (16)	14 (26)	1 (7)	4 (27)	4 (28)	41 (22)%
適職	12 (55)	51 (76)	35 (65)	12 (56)	8 (53)	13 (76)	131 (69)
無回答	3 (13)	5 (8)	5 (9)	1 (7)	3 (27)	0	17 (9)
計	22 (100)	67 (100)	54 (100)	14 (100)	15 (100)	17 (100)	189 (100)

二人程度は元の職場に復帰が可能であり、他のほとんどの他の職場に新しく就業した方がよいというように考えられる。その方が再発の防止に役立ち、仕事への適応がよいといえるのである。精

ものではない。同一企業においても、元通りの職場に復帰しているケースもあり、また、他の職場に就いているケースもある。本人の疾病の状態、回復の状態、さらに発病した状況、原因などによつて復帰の型は異にしている。但し、この(+)が二三%、(+)が六九%といふ数字は、大体において現実の状態を反映しているものではないかと思われる。元の職場に復帰している者二三%、他の適職に就いている者六九%というよう理解できるのである。精神的疾患で休んだ者のうち、十人に二人程度は元の職場に復帰が可能であり、他のほとんどの他の職場に新しく就業した方がよいというように考えられる。その方が再発の防止に役立ち、仕事への適応がよいといえるのである。精神疾患がなぜ発生するのかは、医学的にも充分解明されていない。家族関係、職場の人間関係、緊張した人間関係、心理的ショック、罪業感、固有のペソナリティー、遺伝的体质など、外的には不明の原因が複合している場合が多いといわれる。勿論、てんかんや薬物・アルコールによる場合は原因が明らかであるが、原因の内因性の場合は専門の精神医においてもケースバイケースであり、一概に原因を明らかにすることはできない状況である。したがつて、内因性の精神的疾患の場合、職場における人間関係、職務関係を変えてみると復帰後の適応にプラスする場合が多いことは事実であろう。但し、これも、元の職場より不遇に落ち入るとか、左遷するとか、元の同僚より劣等感を感じさせる職に就くとか、新しい元の職場よりさらに強い緊張関係を生じさせることとは勿論、精神的疾患の回復後の復帰として適正であるとはいえない。(+)の解答が多いが、その内容には、適職といふことの意味でプラス的な内容とマイナス的な内容が複合しているということに注意しなければならない。追跡調査の結果、このマイナス的適職復帰というケースもあり、それは、元の職場に復帰した場合も、また、ちがつた職場に復帰した場合も、同じよう起きつている。元の職場に復帰したケースにおいては、やはり、上司との関係がうまくいかず再発しており、また、ちがつた職場に復帰した場合も自己の技能が發揮されず、新しい職場の人間関係がうまくいかず再発している。これらのケースをみても、(+)がよいか、(+)がよいかというようには割り切れない。むしろ、こ

の設問からみていえることは、その解答が(一)と(二)とを問わず、復帰後の状態を衛生管理者・課長・部長が、どれほど正しく理解し、フォローしているかという問題である。本人の心理状態、行動について観察し、適応についての援助、助言が行われておれば復帰後の困難な問題を除去することは可能である。職場に精神衛生相談の専門カウンセラーが常時おかれている場合、復帰後の観察と援助はカウンセラーがおかれていない職場に較べて比較できない

(表5)

役職	職 答	部長以上	課 長	衛 生 管 理 者	計
同 じ 職	9 (14)	16 (23)	11 (26)	36 (21)%	
適 職	46 (73)	46 (67)	29 (67)	121 (69)	
無 回 答	8 (13)	7 (10)	3 (7)	18 (10)	
計	63 (100)	69 (100)	43 (100)	175 (100)	

(表6) 卫生教育の有無

教 育 答	受 け て い る	受 け て 不 い	計
同 じ 職	11 (39)	29 (19)	40 (22)%
適 職	17 (61)	112 (71)	129 (70)
無 回 答	0	16 (10)	16 (8)
計	28 (100)	157 (100)	185 (100)

ほど可能になっている。対象のうち、カウンセラーの設置してある企業は四%にすぎない。したがって、復帰後、本人に適した職場に配置換えをしてまでも本人の待遇を考慮しようという企業的

努力は評価できるとしても、専門的なカウンセラーの援助がない場合、企業の好意的努力は実を結ばない場合が多いのである。中小企业における人材異動は大変に困難な努力にもかかわらず適応に失敗することは、その後の観察的援助の機能が欠除している結果といえるであろう。「表5」「表6」にみると役職者の場合も、合も、衛生教育を受けているか、受けていないかという場合も、(一)と(二)への解答の比率は「表4」の場合と變っていない。(二)の解答の方が多い。本人に適した職場に就かせた方がよいという場合、なおさら、専門的に本人を観察し、援助することが必要となるのである。それにもかかわらず、専任のカウンセラーを設置していないということは企業側において精神的疾患の本質を正しく理解していないことを示すものであり、職場さえ替えれば適応可能であるという安易な考え方支配しているといえるのである。精神的疾患の回復者にたいして、(二)の解答が多い以上、その実効的な成果をうるためにには適職の選択、開発について専門的な判断と定期的なカウンセリングが必要となるのである。この援助過程は専門的なカウンセラーによる以外期待できない。定期的・臨時的に相談を受付けるカウンセラー制度を企業内に設置しないかぎり、復帰後の待遇は、(一)と(二)を問わず困難な状況になり易いことを指摘しなければならない。精神的疾患にかかり易い共通したパーソナリティーというものは几帳面で、融通性のない、細心で、ものごとにこだわり易い性格の持主ということである。同僚関係、上司関係、職務関係が、これらのパーソナリティーとどのようなかか

精神障害者の社会復帰について

精神障害者の社会復帰について

わり合いをもつてゐるか、新しい職場が、本人の心にどのような影響を与えてゐるのかを断えず注意し、観察することは専門的な技術と専門的に面接時間をもつたるカウンセラーによる外ないのである。精神医に職場復帰後の観察まではできない。また、治療を完成した患者の後保護までは手がとどかない。治療後の回復者を援助しうるのは精神医学的な訓練をうけたカウンセラーに依頼することが今日では唯一の方法となつてゐる。カウンセラーを設置したから、それで万事解決するという問題では勿論ないが、復帰後の処遇をより正しく、適切なものにするためには、先決条件としてカウンセラーの設置が望まれるのである。

(3) 「精神的な病気で休職した従業員が精神的な病気であると
いうことを、職場同僚に対して秘密にしますか。」

この設問は、精神的疾患についての一般的な偏見と社会的态度が職場のなかで、どのようなものであるかを知る手がかりとして設定した。精神病が今日も社会的には秘密事項となつてゐる。その秘密事項の一端はすでに破られつつあるが、精神的疾患についての家族的防衛、社会的防衛の姿勢は依然として根強く容易に崩れそうでない。精神病についての、この秘密主義は精神病をさらに寢い闇のなかにとじこめている。精神病は今日、すでに治る病気になつてゐる。しかし、一部、治りきれない部分を残したり、再発の危険を伴つたり、病状の進行を防止できなかつたり、その原因に不明な問題をもつてゐたり、環境問題が重視されたりする

ので秘密主義は依然として厳守されている。秘密にすることが本人の人権と生活を守ることになるのか、理解を求めることが本人の人権と生活を守ることになるのか、この二つの方向はいまだにどちらがよいとも云い切れない問題をもつて、本人・家族・友人周辺の人々を苦しめている現状である。

この調査の過程で、この精神病と秘密の問題を精神科医と討議したが、その内容をここで報告しておく。この精神病と秘密の関係は今日の精神科医の多くが重視し、秘密を厳守する立場を固執している。なぜ、秘密主義の立場をとつてゐるのか。その第一の理由は、社会一般の精神病にたいする偏見から患者を守るということである。精神病にたいする恐怖・脅え・嫌悪・蔑視・拒否といった感情行動はタブー的な強い偏見を社会のなかに存続させてゐる。この調査も、この社会的偏見から精神病を解放させるための目的をもつてゐる。タブーは秘密を本質的にもつてゐる。偏見は客観的事実や真実を容易に受け入れようとしない。偏見は主觀的にイメージアップされた伝承事項を固守することから生じている。偏見はこの固守した主觀的信条によつて、客観的事実を信じようとするところから偏見の差別的行動と恐ろしさをつくりだしてゐる。精神病の不治性、異常性、危険性、反社会性、非社会性など、この病気がもつてきたと思われてゐるさまざまな性格が、精神病の偏見を形成してきたのである。精神病は、この偏見のために、結婚・就職という人生の重要な問題の障害となつて精神病を背負つた人々を苦しめつづけているのである。精神病が治りにくく

い病気であったことは事実である。しかし、今日では治りうる病気になっていることも事実である。精神病の医学的推移を一番よく理解している立場にあるのが精神科医であるが、この精神科医が、依然として秘密主義を固執していることも事実である。その理由は先きに述べたように対社会的立場によるものであり、精神病であることを秘密にしておくことが、対社会的に有利であることを精神科医の体験から確信をもつてているのである。精神病であつたことを回復後の患者が秘密にして、隠せるだけ隠し通すことが本人の社会生活、人生にとって有利になりうることを精神科医は体得しているのである。治療した患者が不利益をこうむることは医者として当然、望ましくないことである。精神病にたいする不当な評価、事實に反するイメージが横行している以上、精神病を秘密にすることは正当な権利を守る唯一の方法ということになる。眞実は秘密にすることによって傷つけられない。また、不当な評価を与えられずに守られる。人生における秘密事項は大人になればなるほど増大する。人生は秘密の集積ということになるかも知れない。精神科医にとっては、精神病という疾患も、患者の人生にとっての一つの秘密事項として理解しているのである。

第二の理由は純粹に医学的な立場から秘密が重視されている。それは、精神病についての医学的に未解決な問題が未だ存在し、再発という危険が医学の分野から防衛し切れないという不確定要素として存在しているからである。百%、治癒し切れないか、治療しているか、この医学的診断は専門の精神医といえども、全く

ケースバイケースであり、精神病の個別多様性という特徴によって断定し切れないところがある。本人に治癒しているという自信をもたすことは治療上、重要なことであり、不安・動搖を与えることは再発の危険につながっている。本人に自信をもたすためにも社会的に不当な評価と抑圧は排除しなければならない。偏見の横行している社会から本人の健康を守り、再発を防止するという医学的配慮からしても、精神病を秘密にしておくことが安全であり、かつ、治療効果をあげうるのである。この理由は医学的配慮というべきであろう。

以上、二つの理由から精神病は秘密の問題として処理される。しかし、第一の理由は、社会的な偏見が解消されていくことによって、その理由は同時になくなる。第二の理由は、医学的に精神医学、予防医学が進むことによって解消しうるであろう。これは、希望的な観測かも知れないが、精神病が秘密の問題として処理されない方が望ましく、陽のある場所で正当な評価をうける日が来ることが望まれるのである。

さて、この設問の解答は、(1)秘密にする、(2)秘密にしない、(3)わからない、の三つを設定した。その結果は「表7」にみられる通り、非常に複雑な解答となつていて、(1)は五二%、(2)は一七%、(3)は二八%、となつている。精神病を秘密事項として守りたい意向をもつているものが半数以上であり、別に秘密という問題にこだわらないか、また、積極的に秘密と考えていないものが一七%あり、「わからない」と答えているものが二八%となつていて。

精神障害者の社会復帰について

(表7)

職業	部長以上の管理職	課長	衛生管理者	計
秘密にする	36 (57)	40 (58)	15 (35)	91 (52)%
「しない」	10 (16)	12 (17)	8 (19)	30 (17)
「わからない」	17 (27)	13 (19)	18 (42)	48 (28)
無回答	0	4 (6)	2 (4)	6 (3)
計	63 (100)	69 (100)	43 (100)	175 (100)

衛生教育の有無

(表8)

教育	受けている	受けっていない	計
秘密にする	18 (64)	78 (50)	96 (52)%
「にしない」	4 (14)	29 (18)	33 (18)
「わからない」	5 (18)	47 (30)	52 (28)
無回答	1 (4)	3 (2)	4 (2)
計	28 (100)	157 (100)	185 (100)

この解答は、衛生教育を受けていないか、という
にかかりなく、この比率は同様である。それは、「表8」を
みても同じ結果となっている。秘密にするものが全体の約半数、
秘密にしないものが残る半数の三分の一強で、わからないものが
三分の一弱である。この状況は、今日の精神病疾患をめぐる社
会的認識を反映している。精神的疾患は非常に広汎となり、ノイ
ローゼという名称で一般的になっている神経症、薬物中毒などが
多発しており、私たちの周辺にはこういう精神的疾患が普通のこ
ととして受けとられるようになっている。一般的には精神病も神

経症も区別されることなく受けとられている。また、これら精神的疾患が治り、社会活動に何ら差し障りがないようになつた。有名人も無名人もこの病気にはかかっている。この病気は、社会的地位、名譽、貧富の差がなく、平等に発生する病気であることも認識されている。また、人柄も善良で、温和な、眞面目な人格者も、この病気にかかっているので、人間的な差別感情もすでになくなつてきている。したがつて、(1)の「秘密にしない」と解答した一八%の人々は、現代的な状況を反映したものとみてよいかも知れない。(2)の解答は、先きに述べた精神科医が秘密にするという理由も含めて、精神的疾患にたいする歴史的な社会常識を反映するものであろう。しかし、ここで指摘しておかなければならぬ問題は、精神病を秘密事項にしておいたことによって、精神障害者の人権が不当に侵害され、精神病院を暗い鉄格子の隔離される患者が多くなり、すべてが秘密のまま隠蔽されてきた医療社会問題にとどめ、人体実験的な治療が行われたり、営利本位の病院経営が行われたり、充分な治療が行われないまま放置されている患者が多かつたり、すべてが秘密のまま隠蔽されてきた医療社会問題を温存しているという事実である。秘密にすることにより、暗い、不明瞭な事實を温存することに役立つてきたことを反省しなければならない。医学上の問題は、あくまで科学的な客観的事実の問題であり、人類の觀知が極度に發揮され、解決されなければならない社会的協力と良識を必要とする問題である。人権が保障されている民主社会において、この医学上の分野で不明瞭な事実は許されない。秘密にすることによって患者の人権が不当に侵

害されていることに直接・間接に協力していることになつてはならないのである。(2)の「わからない」と解答した人々は、この推移・流動している社会的評価のなかで、正しい判断と確信がもてない層といえるであろう。精神的疾患は、確かに、今日、秘密にしておくことのよさと悪さ、秘密にしないことのよさと悪さの両面的・矛盾的性格をもつようになつてゐる。したがつて、「わからない」という解答が比較的多いというのも一つの良識の反映とみるべきであろう。しかし、一般市民は自からの人権と権利を守る立場から態度を明らかにしなければならない。「わからない」では済まされない問題である。一般市民が正しく精神的疾患を理解し、受容することが、さきに述べたように精神医の秘密的態度を解消させる有力な方法である。一般市民が「わからない」まままでいることは同時に秘密を温存させ、さらに、暗い事実の温存に役立つてゐることを認識すべきであろう。

(4) 「精神的な病気で休職中の従業員の発病の秘密は守れますか。」

この設問は、会社のなかで、精神的疾患になつた場合、秘密裡に治療・療養をつけたいと願いつつも、その秘密は守られうるものであるか、どうか、ということである。

それは、「表9」でみると、(1)守られる、二四%、(2)自然に知られる、六五%、(3)その他、八%、という結果になった。企業内で発病し、治療・療養を行つた場合、また、欠勤・休職し

(表9)

答	数	会社数	%
守られる	45	24	
自然に知られる	123	65	
その他	15	8	
無回答	3	3	
計	189	100	

た場合、たとえ、秘密を守るうとしても、六五%は自然に知られることとなる。しかし、二四%は、守られると解答している。これは、発病の状況、発病までの本人と周囲の関係、欠勤状態や、休職という数少ない事例という関係上、精神的な病気ということを精神医が期待するように秘密にしておくことが非常に難しい状態にあるといえるであろう。とくに、家族主義的な職場、親密な人間関係ができる職場において疾病の原因や種類を秘密にするとは難しい問題である。一過性の精神病が職場外で突然、発生した場合は秘密は保持されるかも知れないが、神経症・精神病は、その性格上、先駆的な症状が漸次、現われているものであり、医者の治療が行われる前に、相当、症状が進行している場合が多い。すでに、その時点で職場では本人の異常性に気付いている。その場合は、秘密にするまでもなく、自明のこととして精神的疾患は職場で受け入れられているのである。しかし、自然に知られる範囲がどの程度までなのには不明である。企業規模が小さければ全従業員が知りうるであろうし、規模が大きく、職場が相互に離れている場合は知られる範囲は当然、限定されうる。企業内で発病し、欠勤・休職して治療し、健康を

精神障害者の社会復帰について

回復して職場復帰する場合、先に述べた通り、わが国の中小企業は本人を温く受容しているといえよう。たとえ、正常に健康が回復していなくとも仕事への適応を本人本位に見守っている場合が多いといえよう。

また、この設問は、企業内で秘密の保持が可能か、どうかを聞いたものであるが、反面、企業内で、はたして、精神的疾患にたいして秘密が必要か、どうかも考えてみる必要があるであろう。秘密が守られると答えていたところが一四%であるが、この解答は、企業内で客観的に秘密が守られるとしているのか、それとも、主観的に秘密を守るべきだと思っているのか、あるいは、この両方であるかも知れない。しかし、いずれにせよ、本人の不利益になること、本人が希望しないこと、本人の意志に反することなどは、疾病問題にかかわらず人に告げたり、知らせたりすることは道徳的にも、人権尊重の意味からみてもよくないことは当然である。ただし、精神的疾患については、その伝波力が強いのではないかという予測と、また、反面、秘密にしなければならないという社会的規制力が強いという矛盾した状況が考えられるので、この状況分析の意味でもこの設問がおかれていた。精神的疾患は今日では、すでに特殊な、限られた病気ではなくなってきた。ノイローゼは社会の各階層、各職域で多数発生しており、その名称は日常の生活用語にまでなっている。精神病においても、同じように理解されつつあるといってよいであろう。この精神的疾患は過去においては治療上の困難さがあったが、今日ではよい薬剤

がつづきつぎに開発され、早期発見、早期治療という医学の原則を守りさえすれば比較的治癒し易い病気になつていている。ある精神科医は精神病も早期に適切な治療をうければ三ヵ月で全快するといつている。精神衛生は全職場・職域で次第に重視されるようになってきているが、職場の精神衛生の水準を高めるためにも、精神的疾患について秘密を守るという原則や規制力より、正しい理解と相互啓発に力点をおき、精神的疾患を発生する社会的諸条件、それは、身体的・環境的諸条件について原因を究明し、働く者全員が相互に精神衛生問題に关心を深め、その発生原因の除去に努めることが必要である。姑息な秘密主義から精神的疾患を解放し、とくに、職場の心理的環境を明るく、健康なものにするよう衛生管理者をはじめ、職場の責任のある管理職の役職者は精神的疾患にたいする自からの偏見を除去することに努めなければならない。そのためには、先ず、正しい精神的疾患についての知識をもち、相互の偏見を是正することである。職場における精神衛生教育、医療体制、医療機関との提携など、中・小企業の場合は比較的遅れているが、職場の健康管理を義務的に一方的に行うだけではなく、従業員自らが、健康問題、医療問題について正しい知識と行動がとれるような職場教育を普及する必要があろう。この教育と啓発の過程で精神的疾患にまつわる暗い秘密のベールは自然にとりのぞかれ、相互の自己の問題として正しい対応ができるようになるのである。

(5) 「精神的な病気を経験した人の採用、職場復帰において会社としては、どのような配慮をしますか。」

この設問にたいして左記の六項目の解答を用意した。

- (一) 定期的に専門医の診察を受けさせる。
- (二) 同僚の理解を求める。
- (三) 本人とよく接する。
- (四) 家族とよく連絡する。
- (五) 一般の従業員と同じ扱いをする。
- (六) その他。

この六項目の他にも配慮の方法は考えられるであろうが、精神的疾患を経験した者の処遇について最少必要限度の方法を設定した。この設問についての解答は、「表10」にみると、(一)が約半数の五三%となり、(三)と(四)が、ほぼ同数で三〇%ずつ、次ぎに(五)が二一%、(二)が一七%という順になっている。

(一)の「定期的に専門医の診察を受けさせる」というのは、模範解答のように思われるが、就業可能な健康状態であってみれば、かららずしも定期的に医師の診察を受ける必要はない。それは、あくまで医師と患者の間で取り決められる問題であり、専門医が定期的な通院診察を必要と認めているかどうかという判断にかかる。会社側が定期的診察を必要とする根拠はなにもないのである。ここにも、日本的な、会社側の過当な配慮がうかがわれるといわざるえない。就業が可能になっている場合、本人は病意識があり、自分の健康状態に自信があるから就業を希望している。

精神障害者の社会復帰について

役職別

(表10)

答	職	部長以上 の管理職	課長	衛生 管理 者	計
定期的に専門医の診察を受けさせる	38 (60)	36 (52)	20 (47)	93 (53)%	
同僚の理解を求める	13 (21)	8 (12)	16 (14)	27 (17)	
本人とよく接する	18 (29)	24 (35)	10 (23)	52 (30)	
家族とよく連絡する	16 (25)	23 (33)	15 (35)	54 (30)	
一般の従業員と同じ扱いにする	15 (24)	8 (12)	14 (33)	37 (21)	
そ の 他	3 (5)	6 (7)	3 (7)	12 (7)	
計	63	69	43	175	

るのであり、不安を感じるときは自から進んで診察を受けるものである。会社側が半強制的に診察を受けさせることに、返つて本人を抑圧することとなり、よいことはいえない。会社側には、必要に応じて診察が自由に受けられるような彈力的な配慮が望まされるのである。

(三)の「本人とよく接する」、(四)の「家族とよく連絡する」とい

精神障害者の社会復帰について

う問題であるが、これも本人との接し方、家族との連絡の仕方を考えてみなければならない。誰のが、どのように、なぜ、本人と接しなければならないのか、どのような目的で接するのか、その面接時間、面接場所なども配慮しなければならない。精神的疾患を経験しているという理由で、特別に管理職から面接を要求されるということは本人にとって苦痛となるばかりではなく、反感となつて現わることもある。面接は、あくまで自由意志によるものでなければならない。また、接することが「カウンセリング」という意味であるならば、先述したように精神医学的な訓練をうけたカウンセラーによる面接でなければならない。ここで、「よく接する」という意味が、精神障害者への管理・監督ということであるならば、それは否定されなければならないであろう。誰れしも、特別に管理・監督されることには好ましいとは思っていない。まして、精神的疾患を経験している者は人間関係に敏感であり、気を使ふ傾向をもつものである。自分だけ、特別に管理・監督されていることに耐えられなくなるのである。「本人とよく接する」というのは、親切な、特別に気を使うという配慮を意味しているのであろうが、それが過保護的な、干渉としてうけとられるような仕方であれば、「接する」ということはむしろ、マイナス的効果となるであろう。人と接するということは本人が希望し、本人が積極的に面接を望むことが前提にならなければ意味がないのである。「家族とよく連絡する」ということにおいても同様である。家族の誰れとよく連絡するのか、本人の家族構成・家族関

係をよく調査し、熟知したうえでの連絡でなくてはならない。日本の中・小企業は家族ぐるみの従業員意識が強い。企業は家族ぐるみ、会社への忠誠心を要求している。しかし、わが国の家族は、それぞれに複雑な家庭事情を内在させている。家族関係も表面的には理解できない問題をもつていて。精神障害を発生する一つの有力な要素として家族の心理環境を擧げることができる。家族とよく連絡することによって、この心理環境をさらに悪化させることも考えられるのである。「家族とよく連絡する」という配慮は、勿論、望ましいようと思われるが、さらに、深い専門的な洞察が、家族との連絡においては必要であることを認識しなければならない。家族のうちの誰れと、どのような目的・理由で連絡が必要なのであるか、家族と連絡することによって、返って、家族や本人に不安を与える結果になるのではないか。単に、事務的・管理的な意味の連絡であるのならば、連絡しない方がよい。また、家庭訪問を行うのならば、訪問目的を明らかにして専門的な知識をもつて訪問すべきである。それも、訪問者は医療関係者か、カウンセラーが望ましいのである。日本の企業は一般的に従業員の家族にたいしても温情的であり、義理・人情を期待している。家族をよく連絡することが家族にたいする心理的抑圧とならないよう注意しなければならない。

「同僚の理解を求める」が一七%となつてゐるが、新しく採用した場合は、なにも同僚に理解を求める必要はない。本人は健康で正常な者として就業したわけである。一般採用者として同じ処

遇を受けることが当然であって、精神的疾患の経験者であるからといって、特別に職場の同僚に理解を求める必要はない。むしろ、理解を求めることが、返って本人を傷つけ、余計の氣付いをさせることとなる。「一般の従業員と同じ扱いをする」ことが望ましいのである。但し、職場復帰の場合は、本人の適職ということで、元の職場からちがった職場に配置替えがされると、その移動した理由について新しい職場の同僚の理解をうる必要はあるであろう。それこそ、精神的疾患について正しい理解をえることが必要である。

そのことが従業員一般の精神衛生に關係することとなる。企業内合理化が進み、機械的・文書的な関係が増大すると人間的な感情的な交流が減少する。従業員相互の考え方や気持を表明する機会が失われると孤独感を深め、焦燥感にかられて神経症に陥りやすい。また、企業の営業成績をあげるために猛烈社員づくりという人間性を無視した競争意識の昂揚策は個人のもつ能力的限界を逸脱し、懷疑的となり、不安を深め精神障害をおこしやすい。企業本位・資本本位・営利本位の経営策は従業員に精神障害を発生させる社会的要因として指摘できるのである。勿論、反面に日本人のペーパーナリティの問題もあるが、従業員相互が各自のペーパーナリティを尊重する立場に立たないかぎり、職場を明るく、健康なものに維持することができない。復職者を受け入れる職場においては、この基本的姿勢が、まず、前提となるであろう。

また、この項で指摘しておかなければならぬことは、「精神

病」という名称についての問題である。精神の病気というと、わが国のように精神主義的文化が尊重され、重視されている社会では、社会的価値と人間自体の崩壊を意味するよう受けとられる。精神病といふと社会的価値の喪失と全人間的・人格的喪失というように解釈され勝ちである。これは、全く間違った解釈である。精神病といつても、本人の社会的価値、全人間的・人格的価値と関係なく、むしろ、病的体验は、本人の人生経験を豊かにし、精神的価値を高めているのである。精神病の体验をもつすぐれた学者・芸術家・文学者は数かぎりない。精神病という名称は医学の発展していない頃の病名であり、今日では使用しない方がよい。この名称は病気の本質を歪曲し、人権を侵害する病名というべきである。追跡調査においても、明らかにされたことは、女子従業員が不安症状をもつたので精神科医の診察を受けることになった。この場合「精神科」の名称をかかげる病院より、「神経科」の名称をかかげる病院につれていっている。「神経科」の方が同じ診察をうける場合でも抵抗がないのである。このレポートにおいても「精神的疾患」「精神障害」「精神的な病気」というように数多く「精神」という名称を使用しているが、この用法においても訂正されることが必要である。精神科医のなかでも、すでに精神病・分裂病といふ名称を使用することをできるだけ避けるようになつてきているが、一般的・社会的にも「精神病」という名称を死語にしなければならないであろう。

精神障害者の社会復帰について

(6) 「あなたは精神衛生に関する教育を専門医等から受けたことがありますか。」

この設問は、今回の調査に解答する担当者の専門的知識の有無と専門的な視点について知るために、また、対象企業の精神衛生への関心の度合を知る目的で設定したものである。

解答は、(+)ある。(+)なし。の択一的方法である。「表11」にみ

られる通り(+)「なし」が、八三%

で圧倒的である。対象企業の八〇

%以上、それも、精神衛生の管理者も含めて、その分野の専門的研究は修は行われていない。日本の企業

が、今まで、いかに従業員の精神衛生面を無視し、等閑視してきたかが明らかであろう。この数値は社会一般にも大体、該当するようと思われる。公衆衛生は各地域の保健所がセンターとなり、保健所法に準拠して戦前から専門的な活動を展開してきた。勿論、予防医学の遅れとか、活動自体

の限界、遅れという問題はあるが、伝染病は急速に減少し、公衆衛生の普及はいちじるしい成果を挙げている。しかし、精神衛生の側面は保健所内部においても精神衛生相談員を一、二名、限られた少數の保健所に設置しているのみで、対策の立遅れは明らかである。精神障害者の発生が増大したとしても、その社会的対応策は戦前となんら変ることなく放置されているといつても過言で

(表11)

答	人 数	%
あ る	28	15
な い	157	83
無 回 答	4	2
計	189	100

はない。これは、地域社会においても、学校教育の分野においても、企業内においても、その精神衛生問題にとりくむ対策は全体的に遅れている。企業における人事担当者の八〇%以上が、精神衛生の教育を受けていないといつても、社会全般の事情からして、別におどろくに値しない問題でもあろう。しかし、精神障害者の不当な社会的待遇と人権が侵害されることは許されてはならない。

これは、地域社会、企業内においても同様である。人権の侵害は無知や教育水準の低さから生じている。精神衛生の教育が企業の人事関係のなかに行われていない事実が明らかになった以上、各企業は早急に、その研修体制に取りくむ必要があろう。各企業とも精神障害者の待遇について正しい対応策をもつことが必要である。そのためには、相互の情報を交換し、待遇について正しい共通した方法をもつべきである。また、採用、職場復帰についても各企業間に不平等、偏見があるってはならないであろう。それは、人事担当という人権、労働権に関する仕事を担当している者にとっての社会的義務であり、責任であるといえるのである。

(7)

「あなたの事業場の従業員のなかで、その家族が精神的な病氣で発病した場合、本人の仕事の上に支障をきたしましたか。」

この設問は、精神的な疾患は、長期の療養を必要としたり、入院となり易いので、家族の一員が病気になつた場合、本人の就業上に困難をきたさないかどうかを知る目的で設定した。

支障をきたしたというものの一〇%，支障をきたさなかったとい

(表12)

答	数	会社数	%
支障をきたした	19	10	
ぎたさなかった	40	21	
そ の 他	104	55	
無 回 答	26	14	
計	189	100	

うもの二一%、その他が五五%、解答なしの一四%、以上である。その他の多いが、これは不明で、態度保留といった解答である。会社内で、その視点から調査すれば支障をきたしている者が現われる可能性を意味している。とくに、精神的疾患が本人以外の家族の一員に発生した場合、その秘密は家族内部で厳守されるものである。会社・同僚に知られたくないという場合が多い。その点、調査しにくい項目ではあるが、少くとも一〇%は支障をきたし、影響がなかったもの二一%という解答は意味のあることである。全対象の三〇%、三分の一が家族に程度の差こそあれ、精神的疾患に關係があり、就業上に支障をきたしたり、支障をきたさないようにしているということである。精神障害によつて就業上、何らかの關係をもつてゐる裾野は相当に広いといふことがいえる。とくに核家族化してゐる若い世代の従業員世帯は妻または子どもが精神的疾患にかかる場合、その勤務体制に支障をきたさないはずはない。精神的疾患は通院または入院が必要である。入院治療が必要となつた場合、生活は即座に支障をきたすであろう。それも入院期間が長期にわたるほど、生活の困難は増大する。

精神障害者の社会復帰について

最近は児童の精神的疾患も増えている。いわゆる情緒障害児の増大である。自閉症児、学校恐怖症児、知恵遅れの児童など年々、その数が増えている。これらの児童をもつ親は人知れない苦労が堆積している。家庭における不安・心労は仕事の上にも必ず反映するものである。追跡調査の結果、つぎのような事例が示されている。眞面目で優秀な若手社員が急に欠勤はじめた。それも、ときどき無断欠勤がある。上司が心配して調査したところ、奥さんが発病し、幼い子供一人を抱え、身動きできない状態であった。奥さんの実家から祖母を手伝いに来てもらったり、本人の妹を手伝いに来てもらつたりして、どうしても間に合わず欠勤ということがある。奥さんを入院させたいのであるが、適当な病院がわからぬ。病気の心配と子どもの養育で本人も氣持が動揺し、右往左往していたのである。狭い家屋で、幼い子どもがおり、妻が精神障害で寝込んで了つた場合、サラリーマンは全く自己の勤務を放棄するか、家族を放置するほかない。精神的疾患を隣近所に知られたくないという気持は、一層、家族を孤立させている。企業としても、従業員の背景に存在しているこれらの困難な問題についてよく認識しておかなければならぬ。家族員の疾病は精神障害の疾病にかぎらず、勤務に直接影響を及ぼす大きな要因なのである。通勤圏が拡がり、通勤時間が長くなればなるほど、家庭事情の悪化は勤務体制に支障をきたすこととなる。子どもを保育所にあづける共稼ぎ世帯が増えているが、保育所についての母親とはかぎらない。核家族であれば夫の役割は妻の

精神障害者の社会復帰について

(表13)

期間	ケースの種類	欠勤だけのケース	欠勤・休職という過程を経たケース	欠勤・休職・退社という過程を経たケース	計
1年前		35	15	18	68 (41)%
2年前		25	9	23	57 (35)
3年前		17	8	15	40 (24)
計		77 (47)	32 (19)	56 (34)	165 (100)

(表13')

期間	ケースの種類	欠勤だけのケース	欠勤・休職という過程を経たケース	欠勤・休職・退社という過程を経たケース	計
1年前		26	11	15	52 (28)%
2年前		18	7	20	45 (24)
3年前		12	8	12	32 (18)
計		56 (30)	26 (11)	47 (20)	129 (100)

病気であると診断され、欠勤・休職・退社したケースが何件ありましたか。」(のべ件数、即ち同一人物が二度発病した場合二ケースとする)

この設問は、過去三年間で各事業所の精神的疾患の発生件数を知ろうとしたものである。三年間の総発生数は一六五ケースであった。「表13」にみると毎年毎に発生件数は急増している。

各企業が、どの程度、綿密に二年前、三年前の発生数を正しく把握しているかどうかという問題はあるが、少くとも数字に報告されているかぎり、三年前は二四%、二年前は三五%、一年前は四一%というように毎年一〇%の増加を示している。まさに、経済成長の延びと同じように発生件数は延びているのである。

「欠勤だけのケース」は四七%と一番高く、つづいて、「欠勤・休職・退社という過程を経たケース」が三四%であり、「欠勤・休職」という過程を経たケース」が一九%で低くなっている。すなわち、欠勤だけで早期に回復するケースが全体の半数近く存在しているということは注目に値する。精神的な病気は、普通一般の疾病と同じように、欠勤だけで復職しているのである。しかし、一面、退職に至るケースも三四%も存在していることを銘記すべきであろう。精神的な病気は、その病種が多様であり、また、同じ病種でも一律ではなく、進行の程度に個人差があり、ある人は欠勤だけで復職可能となり、ある人は退職せざるをえなくなるという両極が現われている。これは、精神医学上の問題でもあるうが、また、発生時における企業対応の方法にも問題があるといふべきで

(8)

「過去三年間にあなたの事業場の従業員のなかで精神的な役割を混合せざるをえない。保育所に朝、子どもをつれていき、また、夕刻、つれ戻しに行く父親は増えている。妻が病に倒れた場合、これら子どもの養育的役割は一層、父親にかかるてくる。父親の勤務体制に支障をきたさないはずはない。企業が従業員の生活実態を明らかにする姿勢があれば、この解答の「その他」五五%という内容も明らかにされるであろう。

あらう。早期発見、早期治療の対応が可能かどうか、といふ問題である。精神医は早期治療の必要を強調しているが、これだけ本人および周辺の人たちが、その気にならないから不可能なことである。欠勤だけで回復しているケースが多くいるが、それが何よりあるが、退社に至るケース多く、何割を示しているのかある、この病気の対策は、今後の課題となっている。発生事業場数は「表12」にみると、一六五ヶ所の発生した事業場の実数は七二ヶ所である。今回の調査に回答した総事業所一八九ヶ所にたいして、過去三年間に二八%の事業所が精神的な病気をそれぞれに発生させており、その対応が必要となり得たのである。全体の三分の一以上が、精神的疾患にたらし、関心

発生事業場数は「表12」にみると、一六五ヶ所の発生した

毎に、今後、検討してみることが大切である。

(9) 「過去一年間に発病した人の病気名（種類）、発見時の状況、職種、その他について一人一人について記入してやる。」

性別	年 令	学 歴	結 婚	その人の職種	病 気 類	発 見 方	職場復帰	再 発 無
1 男	1 18歳未満	1 中 卒	1 未婚独身	1 専門的技術的職業従事者	1 分病 うつ病	1 本人 2 会社同僚 3 病生管理 者	1 職場復帰 した	1 再発した
	2 18歳～20	2 高 卒	2 有配偶者	2 神経症				
	3 21歳～25	3 高大卒	3 凱旋孤身 (離婚)	3 管理的職業従事者				
	4 26歳～30	4 大 卒	4 連輸通信従事者	4 ル中毒	2 職場復帰 しなかつた	2 再発した		
	5 31歳～40	5 その他	5 技能工・生産工利用業者	4 健康診断				
2 女	6 41歳～50	6 41歳～	6 保育職業従事者	5 その他				
	7 51歳～	7 51歳～	7 サービス職業従事者	8 分類不能の職業				

の認定は、現状を考へ、過去一年間に限定して答へてもらひました。右記のリストを作成し、チェックしてもらひた。

最初の年齢については「表14、14」にみると、男の場合ば、111歳～110歳台が多くて、110歳、111歳～115歳が、111歳～115歳

おめだらぬをえなくなつており、この病気により従業員が退社せざるを得なくなつた事業所が二五%を存在している。これは、企業内における精神衛生の問題が、いかに深刻なものであらかを示すものである。これは、各企業にとって、従業員、または労働組合にとっても看過しえない問題である。働く権利、生活の手段を精神的な病気で喪失せざるをえないと、いう現状を、各ケース

精神障害者の社会復帰について

発病者の年齢構成(男) (表14)

年 齡	人 数	%
18歳未満	4	5
18歳～20歳	5	6
21～25	18	23
26～30	17	22
31～40	23	30
41～50	6	8
51～	4	5
無回答	0	0
計	77	100

(女) (表14')

年 齡	人 数	%
18歳未満	1	5
18歳～20	5	25
21～25	6	30
26～30	1	5
31～40	3	15
41～50	3	15
51～	0	0
無回答	0	2
計	19	100

に注目したい。この年齢層は仕事も熟達し、社会的・家庭的にもっとも重要な役割を担当している層である。合理化が進み、企業の急速な成長を担当してきた年齢層に精神的疾患が集中的に発生していることは、それだけ、この年齢層に精神的加重があったことを意味するであろう。二十一歳～二十五歳という入社間のない若い世代においても二三%という比率になっている。二〇歳台は心理的にも動搖の激しい年代である。社会人として独立する年齢であり、社会の矛盾、家庭の重圧が急激に襲ってくる頃である。日本の若人の自殺は世界で一番高い比率を示し、戦前から注目されている問題であるが、精神障害の発生率とも関係しているというべきであろう。いわば、二〇台、三〇台とともに平均して精神的疾患にかかる比率は高いのである。

女の場合は、二十二歳～二十五歳が三〇%、一八歳～二〇歳が二五%で、この年齢が全数以上を占めている。女子の就業は、

今回の調査ではこの年齢層が多いという母集団の相対的な数値に原因があることは当然であるが、女子職員の場合も働く母集団に比較して男子の場合と同様に精神的疾患が発生している。二十六歳から三〇歳までは五%に激減している。この世代は結婚適齢期であり、職場を止める女子が多く母集団そのものが減っているとみるべきであろう。それから、三〇台、四〇台は同じ一五%の発生率である。

つぎに「学歴」であるが、これは「表15、15'」に見る通り、男女とも中卒・高卒が圧倒的に多い。中・小企業の場合、この学歴層が多いこともあるが、男子の場合、中卒者が四一%、高卒者が三八%で、全体の八〇%を占めている。女子の場合は中・高卒者が一〇〇%といってよい。中・小企業は女子の中卒者・高卒者を採用対象にしているが、中学を卒業して、すぐ就職する女子の家庭事情、さらに、高卒で就職する女子の家庭事情など、一概には律しきれないが、むずかしい家族関係を背景にしている場合もあり、人格形成過程の重要な年齢時期で、それに加えて職場での人間関係は、職務上の技術習得の問題など、若くして職業に就くことは多くの心理的負担となることは事実である。若い女子職員を

精神障害者の社会復帰について

雇用する職場が、余程、深く理解して雇用し、働く条件を考慮しないかぎり、仕事への適応はむづかしい問題となっている。日本の社会における男女の差別、女子向きの仕事内容、結婚問題など、二〇歳前後の女子は社会と人生の難問題に直面せざるをえないものである。この青年期にある男女の精神衛生問題は家庭においては勿論、職場においても特別に考えられなければならない。人格的な未熟さを支えるための援助が青年期には必要なものである。その支える援助は家族のなかで、また、職場集団のなかで特別な友情関係によって可能になる。青年は家庭内にあっても、自己のおかれている立場、役割について洞察を深め、職場においても同様に自己の役割を遂行することによって社会的自覚を高める。職場における協働関係は社会人としての人格を成熟させ、社会活動への意欲を強める。青年期の精神障害は、これら青年期に必要な家庭的・社会的諸条件に欠けるとき起りうるものである。男子において

発病者学歴(男) (表15)

学歴	人數	%
中卒	32	42
高卒	29	38
短大卒	1	1
大卒	11	14
その他	3	4
無回答	1	1
計	77	100

(女) (表15')

学歴	人數	%
中卒	9	45
高卒	10	50
短大卒	0	0
大卒	0	0
その他	0	0
無回答	1	5
計	20	100

中卒・高卒の順で発生率が高いのは、家庭・職場において青年期特有の必要な心理的・社会的条件に欠けるところが多いことを意味しているし、女子においても、その点、同様である。女子の場合には、さらに女性であることの不利益や不当な待遇が加えられるというべきであろう。

結婚(男) (表16)

配偶関係	人数	%
未婚独身	46	60
有配偶者	25	32
既婚独身	6	8
無回答	0	0
計	77	100

(女) (表16')

配偶関係	人数	%
未婚独身	16	80
有配偶者	2	10
既婚独身	0	0
無回答	2	10
計	20	100

未婚独身の男が六〇%、未婚独身の女が八〇%である。男の総数七七名中、半数以上が独身であり、女の総数一〇名中、一六名が未婚である。多の場合には就業者が年齢的に若く、未婚者が圧倒的に多いから当然のことと云えるが、男の場合には、結婚している男より、未婚の方が倍近く多いということに注目しなければならない。この調査からは、この未婚者に多いという理由を全面的に解明することはできないが、この発生率からみて、未婚の男性の方がこの社会は住みよいとは云えなくなる。未婚の男性は自由で気ままに生活ができる楽しいようと思えるが、事実は、むしろ、

(表17)

職種	人数	%
1 専門技術職	14	18
2 事務	8	10
3 管理職	5	7
4 運輸・通信	4	5
5 技能工・生産工程作業者	37	48
6 保安職	2	3
7 サービス職	3	4
8 分類不能	4	5
9 無回答	0	0
計	77	100

(表17')

職種	人数	%
1 専門技術職	1	5
2 事務	7	35
3 管理職	0	0
4 運輸・通信	0	0
5 技能工・生産工程作業者	7	35
6 保安職	0	0
7 サービス職	3	15
8 分類不能	12	10
9 無回答	0	0
計	20	100

心理的抑圧が強く、不自由で、楽しみが少いといえるかも知れない。賃金の低さ、結婚への期待、結婚の条件が満足されない焦燥感、過剰な労働、競争、不規則な生活態度、誘惑など、精神的な病氣に陥りやすい主体的・客体的条件は未婚の男性には充分すぎるほど準備されているといえよう。その点、既婚者は生活のリズムも安定しており、責任感も強く、家庭的にも、職場においても役割が明確であり、生活態度も現実的で、具体性に豊んでいる。いわゆる精神的な安定度が未婚の男性より既婚者の方がすぐれているといえよう。また、性的な欲求も、今の未婚者は抑圧されており、社会的には性的刺戟が多くなっているにも拘らず、実際には満足しない欲求を強いられているのである。この矛盾した状況も考慮されねばならない。

つぎに「その人の職種」についてである。「表17・17'」にみると、男女ともに技能工・生産工程作業者が多い。この職種においても、職場における男女の職種の相違が明らかに統計上の相違として現われている。したがって、男女を同一的に理解することはできない。男の場合は、技能工・生産工程作業者が四八%という高い率になっているが、これは中・小企業内で、この職種に従事する人たちが多いという母集団の比率によっている。この職種従事者数との関係においてみなければ正しい意味はわからないが、しかし、この数字からみて、精神的疾患は、職種にかかわりなく、全職種を通じて発生しているということは明らかである。

大体、母集団数と正比例して発生しているといえるであろう。この調査で現われているかぎりは、技能工・生産工程作業者四八%、専門・技術職一八%、事務一〇%、管理職七%、運輸・通信・分類不能各五%、サービス職四%、保安職三%という順位である。企業の急速な成長と合理化によって、管理職に精神障害が発生する率が多いといわれているが、この調査では、特定職種に多発するということなく、企業の各職種を通して、平均して発生しているといえよう。したがって、精神衛生の問題は、企業ぐるみを考えねばならぬ課題であり、特定職種のみを限定して行われるということではない。

女の場合も、この点、男と同じことがいえる。従事する職種が事務職・技能工・生産工程作業者がほとんどであり、その女子専用的職種ともいえる職種に平均して発生している。したがって、逆の面からみれば、あらゆる職種において精神衛生管理が考慮されない場合、精神的な疾患は起りうるということである。精神的疾患は職種にかかわりなく、その職種内で問題をもっている場合、すなわち、主体的・客体的な発生要因が重なっている場合は発生しうるのである。このことは職場復帰するときに適職を考えると、いうことの場合、適職だから安全であり、再発が防止できるということにはならず、移った職種・職場が問題をもつていいないかどうか、ということに注意しなければならないのである。問題は職種自体ではなく、職種のなかの質的な職務内容、また、職場の人間関係にかかわっているといえよう。

精神障害者の社会復帰について

病気の種類（男）（表18）

種類	人数	%
分裂躁うつ	28	36
神経症	26	34
アルコール中毒	7	9
てんかん	5	7
その他	10	3
無回答	1	1
計	77	100

（女）（表18'）

種類	人数	%
分裂躁うつ	7	35
神経症	8	40
アルコール中毒	0	0
てんかん	5	25
その他	0	0
無回答	1	5
計	20	100

つぎに「病気の種類」である。過去一年間に、どのような種類の精神的疾患が各企業で発生したかということであるが、この病種はアルコール中毒を除き、男女ともに共通した結果がみられる。

「表18・18'」にみると、精神病の主たる病気といわれる分裂病・躁うつ病が男三六%、女三五%であり、神経症は、男三四%、女四〇%であり、男女ともに、これらの疾患が中心であって優位差はない。ここで注目しなければならないことは、精神病と神経症の発生率がほとんど同率ということである。一般的には神経症、いわゆるノイローゼと称する病気が多いようにいわれているが、この調査では、男において、精神病が少し上回っている。女の場合は、その逆になっているが、人數的には一名または二名の差である。精神病と神経症は病気の質的相違があり、精神病の方が重い精神的疾患であることはいうまでもない。しかし、いずれにせ

精神障害者の社会復帰について

よ、今日では治る病気になってしまっている。病状によっては一〇〇%、治癒しうるとはいいがたいが、早期発見、早期治療を行うことによって三ヶ月程度で職場復帰が可能になっている。その点、神経症やアルコール中毒の方が治りにくいといえよう。とくに、アルコール中毒は全世界的に治療困難な病気といわれている。アルコール類は巷に氾濫し、誰れでも自由に入手しており、飲酒を止めるということは容易ではない。中毒症状も各人によってちがうが、一般的にアルコールによる中毒者が増えつつあることは事実である。労働の場を健康なものにするためにもアルコールや麻薬による障害を起さぬよう注意しなければならない。てんかんという病気も薬物によって治療しうる病気になっているが、継続的な治療が中止されると再発することがある。発生率からみての方が男の三倍になっている。てんかんは突然、その発作が起り、意識を失うので発作時に危険のないよう注意しなければならない。女子の二〇名中、五名の発生をみてることに注目しなければならないであろう。

つぎに、病気の発生をどのような方法で発見したかという問題である。「表19」と「表19'」にみると、男の場合は、その四八%が本人自身によっているが、女の場合は、会社の同僚四一%、衛生管理者によるもの三五%というように、発見の方法が男女でいちぢるしい相違があることに注目しなければならない。「その他」というのは、男女ともに「家族」である。なぜ、女の場合は、本人より他人によつて発見されることが多いのか、ここに、

発見の方法(男) (表19)

方法	数	人數	%
1 本 人	37	48	
2 会 社 同 僚	23	29	
3 衛 生 管 理 者	8	11	
4 健 康 診 断	0		
5 そ の 他	9	12	
計	77	100	

(女) (表19')

方法	数	人數	%
1 本 人	31	8	
2 会 社 同 僚	74	1	
3 衛 生 管 理 者	6	35	
4 健 康 診 断	0		
5 そ の 他	1	6	
計	17	100	

女も三〇%が復帰していない。無回答の男一四%、女一五%も復帰しているとはいえないものであり、精神的疾患の問題を、この復帰しえなかつたという状況のなかにみることができるのである。

(表20)

職場復帰(男)		数	人數	%
答	数			
復帰した	43	60		
しなかった	20	26		
無回答	14	14		
計	77	100		

(表20')

(女)		数	人數	%
答	数			
復帰した	11	55		
しなかった	6	30		
無回答	3	15		
計	20	100		

(表21)

再発の有無(男)		数	人數	%
答	数			
再発した	30	39		
しなかった	27	35		
無回答	20	26		
計	77	100		

(表21')

(女)		数	人數	%
答	数			
再発した	5	25		
しなかった	7	35		
無回答	8	40		
計	20	100		

職場に復帰しなかつた場合はどうなつてるのであらうか。入院中か、通院加療中か、さらに、ちがう職場に転職しているのか。それとも失業中なのか、いずれにせよ、精神的疾患にかかると約半数近くが、過去一年間に職場に戻っていないという事実に注目しなければならない。

つぎに、職場復帰した人たちが再発したかどうかということである。精神的疾患は再発し易いといわれているが、職場に復帰後の再発率は「表21・21」に、みると男三九%、女二五%である。無回答の部分は不明部分であり、再発しておればわかるはずであるので、再発していない部分に入ると思われる。男女とも再

発率は相当高いものといってよいであろう。男は二・五人に一人、女は四人に一人が再発していることになる。日本の企業は職場内の温情的な待遇はよくなされているが、それは、あくまで心情での温情的な待遇はよくなされているが、それは、あくまで心情であり、表面的な氣の使い方であって、精神衛生についての科

精神障害者の社会復帰について

立てきて、なお、それは、専門的な視点から援助できるのであれば、これほど高い再発率を防止できるはずである。中・小企業の多く伝統的な人間関係を新しい視点から考え方をしてみる必要がある。この精神的疾患の再発率は、この意味からいって、中・小企業内の人間関係、雇用関係、職務関係を再認識するためのよき鑑鑑になっているといえよう。

(2)

『追跡調査の結果について』
本調査の実施後、集計の結果みて、精神的疾患が比較的多発している企業を抽出して事例研究を行った。抽出した企業は五社であるが、本調査の解答を担当した人事担当者と面接し、発生ケースの状況について聞きとり調査を行ったのである。各社とも、精神的疾患については非常に関心をもち、発病者、職場復帰者について熱心な態度を示している。各社に共通していることは、本調査に協力してくれた「工場保健会」との深い関係である。精神障害の発生事例についてはすべて「工場保健会」の担当医師に連絡し、診察と相談、治療方針について指示をえている。職場の健康管理が各社とも「工場保健会」という専門機関によって継続的に行われていることは評価されるべきことであり、職場の精神衛生を専門的に推進するうえからいって、すでに軌道が敷設されているといえる。人事担当員と「工場保健会」の医師は、相互に熟知した信頼関係が樹立されており、発生した事例について

は医師はすべて把握している。訪問調査した五社のうち、専任の専門カウンセラーを設置しているところは一社のみであり、他は人事担当の係員であった。この追跡調査の事例研究からえられた問題点を五つに要約して、順次、述べることにする。

(1) 「各企業と専門のカウンセラー制度について。」

本調査でみられるように各企業は共通して精神障害の事例をもっている。病気の発生は職務に関係なく、各職域に共通して発生している。精神衛生の専門的管理は専門的な知識をもち、カウンセリングに熟達した専門職員によって行われる必要がある。病気が多発している企業五社のうち、専門的カウンセラーを設置しているところは一社のみであり、各社とも、担当員は熱意ある態度はもっているのではあるが事例についての対応は場当たり的であり、継続的な系統的処遇を行うことはできていない。カウンセラーは発生事例については定期的な面接を行い、職場復帰後の適応について詳細な分析を行い、適切な助言を行い、心の支えとなっている。また、事例について、それぞれにケースファイルを作成し、記録をとり、職場関係のみならず、家庭環境、交友関係、治療経過に至るまでの全生活問題にわたり調査を行っている。これは、専門的な仕事として取り組まない以上、できない問題である。また、必要によって、本人の家庭訪問を行い、家族関係の調整を行っている。職場の精神衛生管理は一般的な管理問題と特殊具体的な管理問題とがあり、個別ケースについては専任のカウンセラー

によつてこそ、管理が可能になりうる。職場帰帰についても、発病当時から個別にカウンセラーの援助をうけている場合、元の職場に復帰するのがよいか、他の職場に移るべきかは、カウンセラーによってあらかじめ分析可能な問題となつてゐる。発病して、家庭療養か、またば、入院治療をする場合も、カウンセラーといふ職場とのバイブル役が存在することにより、本人の気持は職場と切りはなされずに交流していることになる。カウンセラーは本人の病状を見守り、医師とも専門的な話し合いがもたれ、職場の上司・同僚とも、秘密にすべき問題点を判断し、本人の便宜が図られるのである。職場における本人の人権・労働権は、カウンセラーによつて専門的に守られているといふべきであらう。

(2) 「精神科医との関係について。」

追跡調査の結果、明らかになつてきた問題は、各企業とも精神科医との関係は、きわめて稀薄であるということである。精神科医は職場で発生した患者の、症状的側面を治療しているだけであつて職場の精神衛生問題に直接立入つて相談、または指導している事例は一件もなかつた。精神科医は企業の外的存在であつて、中・小企業の精神衛生環境、または、その対策について直接、助言し、指導するところまでの関係を樹立していない。精神科医の、先きに述べたような個別ケースについての秘密主義は、自己の診療分野に障壁をつくり、密室的な対症治療が中心課題となつて、精神障害の発生現場についての積極的な姿勢は皆無といつてもよ

精神障害者の社会復帰について

い。これは、精神科医の方にも問題があるが、同時に、企業側にも、その方面の取り組みが遅れてゐるといふことがある。精神医の数が絶対的に少いという問題もあるが、企業側の努力によつて精神医との直接的な関係をつくることは可能である。精神的疾患が、すでに治癒可能な病気になっている以上、精神医が内科医同様、企業の嘱託医としての役割をもつようになつてもよいはずである。精神医学関係が医療の分野で密室的となり、治療後の患者が就業する場合も、病気を秘密にしておくという状況を発展的に打破するためには、働く職場のなかで精神医が専門的な立場から精神衛生の管理を指導することが大切である。精神的な病気は、本調査でもわかるように各職域にわたつて多発している日常的な相互の病氣になつてゐる。また、精神的な疾患は現代病ともいわれる、この病氣に關係する書籍も多數出版されるようになつてゐる。幼児期から老年期にわたつて、精神障害についての理解と対応は生活上、欠くことのできない問題となつてきたといえるであろう。面接に応じてくれた各企業の人事担当者は、この病氣にたいして本格的に理解しようといふ態度がある。しかし、これら人事担当員も、精神医と直接会つて各事例について指導をうける機会はもつていなかつた。精神医は内科の嘱託医の背後に存在しており、嘱託医を媒介にして、患者に接続する影の存在となつてゐる。企業内の精神障害問題、また、精神衛生の諸問題など、精神医は直接企業と接続していない。精神医は小中企業の外部に存在しており、企業内の事例処遇については精神医の守備外の問題に

精神障害者の社会復帰について

されているのである。むしろ、企業側は積極的に、内部の精神的疾患について精神医の直接的な指導をうけられる体制をつくることが大切であろう。

(3) 「精神衛生教育について。」

(2)の問題とも関連することであるが、精神衛生の教育は全般的に行われていない。入院治療後、職場復帰している事例について、その担当の人事責任者と直接したのであるが、本人に適した職務を考え、元の仕事から、本人の希望する仕事を与え、嘱託医と精神医の指示にも忠実な態度で職場復帰を受け入れている担当者ではあつたが、精神医の治療については全く理解がなかつた。薬物による治療、また、作業療法や精神療法など、精神障害を積極的に治療している医学知識をもつておらず、入院することは、ただ、静養することと思い、薬剤は気休めに飲んでいるものと信じてい

た。この事例は勤務中、突然、職場を離れて便所の掃除をし始めたという行為が目立ちはじめたというので、三ヶ月間、入院治療し、職場復帰に至ったケースであったが、眞面目な人柄で、仕事もよくできて信用されていたので職場復帰についても上司・同僚は協力的であり、支障はなかつた。しかし、本人に最も密接している人事担当者は復帰については気をつかい、熱心に促進しているのであるが、本人の異常な行動がなぜに起り、入院後、いかなる治療をうけて健康を回復したかという本質的な問題については関心がなかつた。今日の精神医学の初步的な知識も、精神障害につ

いての知識ももつていなかつた。この事例担当者のみならず、追跡調査を行つた各企業の事例担当者は精神障害に関する正しい知識をもっていないといえる。精神的疾患の事例に直面し、その異常性については理解できているとしても、その内面的な不安や苦悩についての洞察はできていない。また、精神医が、どのような治療を行い、回復に至つているか、という療養過程については理解が浅い。発病当時も、精神的疾患と氣付かずに「変った行動をとる」というように理解し、診察・治療への対応が遅れている。

これは、各企業の人事担当者、健康管理責任者の精神衛生についての知識が欠如しているものであり、研修機会ができるないことを意味している。精神衛生についての教育・研修の機会をつくり、積極的に職場の精神衛生、事例発生についての対策、社会復帰についての統一的な処遇について、各企業は取りくむ必要があ

(4) 「企業経営と精神障害の発生原因との関係について。」

比較的の精神障害が多発している企業について追跡調査を行つたのであるが、各社とも、急速に成長した企業であった。三社は電気・医療機械の生産企業であり、一社は綿製品の製造、一社はサービス業（百貨店）であった。各社とも活気のある一流の中小企業といえる内容をもつていた。共通していえることは急激に企業の生産規模が増大したため、人員の採用が増え、人事管理がむずかしくなっていることである。企業側の人員要求にたいして適切な人員の補給、いわゆる適材適所という措置がとりにくく問題を

かかえているといえよう。若い女子職員を多く採用してきた職場

において、労働力の補給がむずかしくなり、従来は採用しないであらうような人たちは採用せざるをえないなってきている。ここに企業本位の人事の問題があると同時に、人事管理についても困難を堆積してきている。また、技術開発に力を入れてるので、労働時間を無視した研究体制がとられ、相互に競合して製品の開発に全力を集中せざるをえなくなっている。企業の発展のために社員の能力を集中することは肯定できるとしても、そのための健康管理という視点が失われてはならない。この傾向が強い企業ほど、労働条件についての自主規制が企業側の責任にある以上、職務内容に応じた労働統制、精神衛生の専門的管理が必要である。精神的疾患が、こういう管理・統制が行われていない技術部門から多発しているという事実に注目しなければならない。期待され採用されてきた技術者が期待通りの成果をあげえないことにより、精神的な抑圧が強まり、病気となって、全く、技術部門と相違する職務に就いているという事例も存在している。日本の企業が働く従業員の心理的・肉体的条件を考慮せずに発展中心、営利中心の体制をとるかぎり、精神障害をおこす結果となるであろう。これは、企業のトップクラスをふくめ、その下端機構にいたるまで平均して精神的疾患にかかるという事例がみられるように、企業全体の体質に問題があるといえよう。この視点からみると、精神的疾患自体が、このような精神衛生管理を無視している企業の職業病的性格を濃くしているといえよう。

精神障害者の社会復帰について

(5) 「職業病との関係について。」

精密機械を製造している企業において、精神的な不安、焦燥感を訴える要因として「頸肩腕症候群」という、一般に「けんしょう炎」という器質的障害と機能的障害が合併している病気がみられるようになっている。腕や指や肩がこって心理的な苦痛となり、仕事ができなくなるのである。これは、神経を指に集中すぎたり、特定の個所に神経を集中して長時間、働くことによって生じる機能的な器質障害である。指や手がふるえたり、肩がこって、かたくなったり、身体的にも倦怠感が強まり、本人に心理的な苦痛、不安を与えるようになる。明らかに職業病であるが、この病気と同時に発生し易い神経症的症状についても注目しなければならないであろう。「けんしょう炎」の研究と同時に、精神的状態についての研究が必要である。職業病といつても、その内容は多様である。特定の職業病と同時的・内在的に発生している精神的症状は見過されている場合が多い。職業病と精神的疾患との関係は、今後の研究課題として注目しなければならないであろう。